

医者も知らない 平穩死



連載 ㊸

〈長尾和宏〉長尾クリニック
院長・日本尊厳死協会副理事
長。著書に『平穩死』10の
条件」など。

族です。

自宅で平穩に最期を
迎えることを希望して
いたのに、たまたま訪
れた速くに住む娘さん

「あそこの特養(特別
養護老人ホーム)に
は、しょっちゅう警察
が来ているらしいです
よ。入所の方が亡くな
るたびに、警察を呼ん
でいるんですよ」と、患
者さんのご家族からコ
ソッと耳打ちされたこ
とがあります。

病院以外の場所(自
宅や特養などの施設)
で亡くなったら、警察
を呼ばなくてはならな
い。一般の人はもちろん、医療者でも、そう
思い込んでいる方がか

24時間ルールを誤解するな



なりのいますが、大きな
間違いです。

医師法20条には、「24
時間以内に医師が診察
していれば、医師は死
亡に立ち会わなくても
死亡診断書を発行でき
る」という内容の文章
が記されています。

つまり、在宅医などが
24時間以内に診てい
れば、呼吸停止の連絡
を受けた後、患者さん
の家にいなくても死
亡診断書を発行でき
る。また、24時間以内
に医師が診察していな
くても、もともとの病

気で亡くなったことが
明らかであれば、その
患者さんの主治医が往
診して死亡診断書を書
くことができます。

ところが、「24時間
以内に診察していなけ
れば、死亡診断書を発
行できない。つまり、
警察に届けなければな
らない」と誤解してい
る医療者が多い。

「24時間ルールを誤解
している医療者」と私
は呼んでいます。気
の毒なのは亡くなられ
た患者さん、そのご家

(写真はイメージ)

「24時間ルール」をこ
家族みんなが理解して
おくこと。平穩死を迎
えるためには、欠かせ
ない条件です。